

政治活動用事務所の立札・看板の制限について

公職の候補者又は公職の候補者になろうとする者（現に公職にある者を含む。以下「公職の候補者等」という。）及び当該公職の候補者等の後援団体が政治活動のために使用する事務所において掲示する立札・看板の類については、次のような制限があります。

（公職選挙法第143条第16項・17項、同法施行令第110条の5）

1 立札・看板の類の総数の制限

立札・看板の類は、公職の候補者等一人につき又は同一の公職の候補者等に係るすべての後援団体を通じて下表に掲げる区分に応じ、それぞれに定める総数の範囲内で掲示することができます。

選挙の種類	公職の候補者等	後援団体（すべてを通じて）
唐津市長選挙	6枚	6枚
唐津市議会議員選挙	6枚	6枚

2 事務所ごとの掲示数の制限

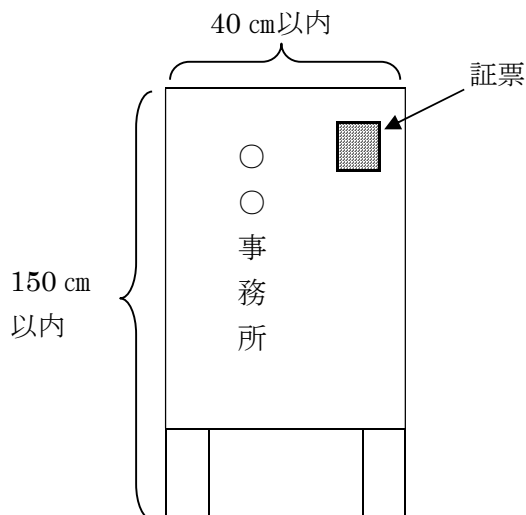
1つの事務所には、公職の候補者等・後援団体ごとに2枚まで掲示することができます。1枚の立札・看板の類が両面を使用する場合、2枚と数えます。

3 立札・看板の類の大きさの制限

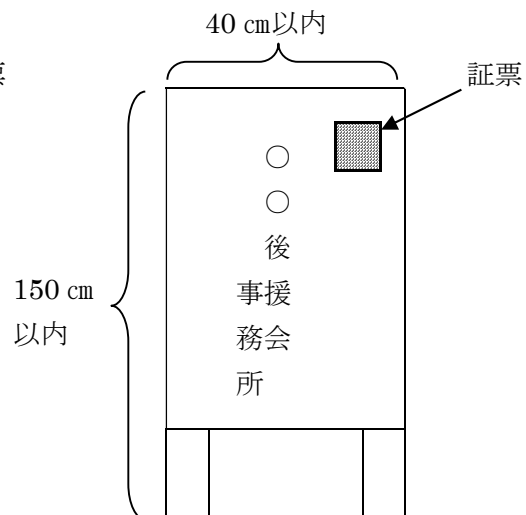
立札・看板の類の大きさは、縦150cm以内かつ横40cm以内となっています。（ただし、立札・看板の類に足を付けた場合は、その長さを含みます。）

【参考例】

〔公職の候補者等の個人の政治活動用〕



〔後援団体の政治活動用〕



4 選挙管理委員会の表示（証票の貼付）の必要性

立札・看板の類には、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定めるところの表示をしたもの（以下「証票」という。）を前面の見えやすいところに貼付しなければ、掲示することができません。（上記【参考例】を参照）

唐津市長・唐津市議会議員選挙に関し、この証票の交付を受けようとする場合は、唐津市選挙管理委員会に対し交付申請を行い、証票の交付を受けることになります。

5 掲示上の留意事項

- ・政治活動のために使用する事務所以外の場所（ガードレールや電柱を含む）や事務所としての実態のない場所（田畑、駐車場など）、内容が選挙運動にわたるものについては、掲示することができません。
- ・選挙運動期間中に新たに立札・看板の類を設置することはできませんが、選挙運動期間前に掲示したものは、期間中も掲示しておくことができます。
- ・事務所の異動や廃止があったときは、速やかに選挙管理委員会まで届け出てください。
- ・証票の有効期限が過ぎたものを掲示しないようにしてください。
- ・三角柱や円錐形のように立体的になったものは掲示できません。（下図参照）

